

情報公開制度と個人情報保護制度

情報公開制度



©和光市

情報公開制度とは、市が持っている情報について、見たい、知りたいと請求（開示請求）されるものは原則として開示するほか、市が自ら積極的に情報をお知らせするよう努める制度です。

※「和光市情報公開条例」に基づき運用しています。

● この制度を利用できる人

何人も実施機関に対して公文書の開示を請求することができます。

● この制度で開示請求できる公文書

平成8年7月1日以後に、市の職員が作成、取得した公文書(文書、図画、写真及び磁気テープ等)で、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの

● 開示できない情報もあります

- ① 法令などにより公にできないとされる情報
 - ② 個人のプライバシーに関する情報
 - ③ 企業などの事業活動に関する情報で、その企業に不利益を及ぼすおそれがある情報
 - ④ 審議・検討・協議に関する情報で支障を及ぼすおそれがある情報
 - ⑤ 行政運営に支障を及ぼすおそれがある情報
 - ⑥ 公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
 - ⑦ 公にしない条件で任意に提供された情報
- 等

個人情報保護制度



©和光市

個人情報保護制度とは、市が持っている個人情報を正しく取り扱うための決まりを定めた制度です。

市が個人情報を取り扱うときのルールと個人が自分の情報について開示を請求する権利や、訂正、利用停止等を請求する権利などを保障しています。

※「個人情報の保護に関する法律」に基づき運用しています。

● 保有個人情報の開示、訂正、利用停止の請求ができる人

市に自分の情報が収集されている人であればどなたでも請求できます。

● 開示できない情報もあります

- ① 法令などにより公にできないとされる情報
- ② 第三者に関する情報
- ③ 企業などの事業活動に関する情報で支障を及ぼすおそれがある情報
- ④ 審議・検討・協議に関する情報で支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑤ 市や国若しくは他の地方公共団体が行う事務でその事務事業に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑥ 公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

等

● 情報公開及び個人情報保護制度を実施する市の機関(実施機関)

- 市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)
- 教育委員会 ● 選挙管理委員会 ● 公平委員会 ● 監査委員 ● 農業委員会
- 固定資産評価審査委員会 ● 議会(議会については、情報公開制度のみ)



©和光市

情報の開示、個人情報の開示等のしくみ

①【請求場所は情報公開・個人情報保護総合窓口】

窓口は市庁舎3階 総務課です。

《請求するときに持参するもの》

- ① 情報公開の開示請求の場合…特になし
- ② 個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求の場合
 - ・ 本人であることを明らかに証明できるもの(運転免許証、パスポート等)
 - ・ 訂正・利用停止等の請求をするときは、請求したい内容が事実であることを証明できる資料
 - ・ 代理人(法定代理人、任意代理人)が本人に代わって請求し、又は開示を受ける場合、代理人自身を明らかに証明できるもの(運転免許証、パスポート等)及び代理人の資格を証明する書類
 - ・ 18歳未満の子供の個人情報を親が開示請求するときは、親子関係(戸籍謄本など)を証明できる資料



©和光市

②【請求手続は請求書の提出から】

開示等の請求は、総合窓口で請求書を提出することにより行います。

《請求したい情報については総合窓口で相談に応じます》

請求の手続や請求したい内容についての相談は、総合窓口でお話を伺い、必要に応じて該当の実施機関の職員を含めて相談しながら行っていきます。請求書は、総合窓口で受付後、該当の実施機関に送付されます。



©和光市

③【請求書の受付後、請求内容を審査し、対応を決定】

請求を受けた実施機関は、定められた期間内に請求に対する決定を行います。

決定期間は、請求があった日から

- ① 情報公開の開示請求の場合 … 14日以内
- ② 個人情報開示請求の場合 … 14日以内
- ③ 個人情報訂正等請求の場合 … 30日以内
- ④ 個人情報利用停止請求の場合 … 30日以内

※やむを得ない事情により、期間内に決定ができないときは、決定期間の延長をすることがあります。延長したときは、請求者に通知書でお知らせします。



④【決定結果は「決定通知書」でお知らせ】

実施機関は、請求の決定結果について「決定通知書」を作成し、お知らせします。



開示決定・訂正決定・利用停止決定

不開示決定・不訂正決定・利用不停止決定

⑤【決定結果に基づき対応】

開示請求に対する開示決定があった場合は「決定通知書」に記載された日時・場所で、請求された公文書の閲覧、写しの交付等が行われます。

《開示のときに持参するもの》

- 「決定通知書」
- 個人情報の開示の請求の場合のみ
本人であることを証明できるもの
(運転免許証、パスポート等)

《手数料は無料》

写しの作成にかかる費用のみ負担していただきます。



【決定結果に納得がいかなければ「審査請求」ができます】

決定結果を知った日の翌日から3か月以内に「審査請求」ができます。

【「審査請求」は総合窓口へ】

「審査請求書」を提出していただきます。

★決定を再審査!「情報公開・個人情報保護審査会」★

審査請求があった場合は、市の決定の是非を審査するための機関として「情報公開・個人情報保護審査会」があります。審査会は、識見を有する3人の委員で構成されています。審査会の意見を聴いた上で再決定します。実施機関の再決定結果も「裁決書」でお知らせします。